

Ashiya information

お知らせ

国民健康保険料
納額通知書の送付

国民健康保険料納額通知書を7月中旬に送付します。第1期の納期は8月2日(月)です。内容をご確認のうえ、納付してください。

【国民健康保険料】

世帯の年間保険料は「医療給付費分」「後期高齢者支援金等分」「介護納付金分」(40歳以上65歳未満の人がいる世帯のみ)の3つの合計額です。

	医療給付費分	後期高齢者支援金等分	介護納付金分
平等割額 (1世帯あたり)	21,900円	7,920円	6,360円
均等割額 (1人あたり)	33,720円	11,640円	13,200円
所得割額	8.1%	3.1%	3.0%
賦課限度額	630,000円	190,000円	170,000円

※所得割額の算定基礎となる所得は、前年分の所得金額から純損失を繰越控除し、さらに市民税の基礎控除(43万円)を差し引いた額です

【保険料の減免】

以下の理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人は、申請により減免を受けられる場合があります。

- ▶失業などで所得が著しく減少したとき
- ▶新型コロナウイルス感染症により世帯主(主たる生計維持者)が死亡または重篤な傷病を負ったとき
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により世帯主(主たる生計維持者)の事業収入等が一定以上減少したとき

【口座振替のご利用を】

保険料のお支払いは便利な口座振替をおすすめします。お申込みの際は保険課へ。

【治療費や入院時食事代の減額】

災害や失業などにより生活保護基準に近い状況であると認められるとき、医療機関窓口で支払う治療費が減免または徴収猶予される場合があります。また、世帯主と国保加入の世帯員全員が市民税非課税である場

【国民健康保険・後期高齢者医療制度・介護保険の保険料徴収業務の一部民間委託】
徴収業務を一部委託しているため、民間業者が電話や訪問をすることがあります。
ご理解ご協力のほど、よろしくお願いたします。

合、入院中の食事に要する費用が減額されます。

■問い合わせ 保険課保険係 ☎38-2035

後期高齢者医療
制度のお知らせ

保険料額決定通知書、被保険者証、限度額適用(・標準負担額減額)認定証を送付します。

【保険料額決定通知書】

令和3年度の保険料額決定通知書を7月中旬に送付します。※6月以降に75歳になる人や新たに後期高齢者医療制度に加入する人には、8月以降に通知書を送付します

【被保険者証、限度額適用

(・標準負担額減額)認定証】

新しい被保険者証を7月中旬に送付します。認定証をお持ちで引き続き対象となる人には、被保険者証と併せて新しい認定証を送付します。8月1日からは新しい被保険者証、認定証を医療機関等の窓口で提示してください。

【保険料の均等割軽減特例措置の見直し】

- ▶令和3年度より均等割軽減特例(7.75割)は廃止され7割軽減となります
- ▶令和3年度より軽減判定基準額の算定にあたり基礎控除額を33万円から43万円に引き上げます。さらに年金・給与所得者数から1人引いた人数に10万円を掛けた金額を加えます

【保険料の減免】

以下の理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。

- ▶災害で大きな損害を受けたとき
- ▶失業などで所得が著しく減少したとき
- ▶新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定以上減少したとき

【一部負担金の減免等】

災害や失業などにより一時的に生活困窮になったと認められるとき、申請により医療機関等で支払う一部負担金が減免または徴収猶予される場合がありますので、ご相談ください。

■問い合わせ 保険課後期高齢者医療係 ☎38-2037/ 兵庫県後期高齢者医療広域連合事務局コールセンター ☎078-326-2021

介護保険料決定
通知書の送付

介護保険料の決定通知書を7月中旬に送付します。

【令和3～5年度の介護保険料(65歳以上)】

保険料の見直しにより、基準月額が5,740円(前年度から250円増加)となりました。詳しくは決定通知書同封のパフレット・市ホームページをご覧ください。※保険料の算定額は、本人や家族の前年所得額等に応じて決定されます

【保険料の減免】

以下の理由で保険料を納めることが困難な事情が生じた人は、申請により保険料の減免を受けられる場合があります。※申請前に窓口へご相談ください

- ▶災害で大きな損害を受けたとき
- ▶失業などで所得が著しく減少したとき
- ▶低所得による生活困窮
- ▶新型コロナウイルス感染症により世帯の主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負ったとき
- ▶新型コロナウイルス感染症の影響により世帯の主たる生計維持者の事業収入等が一定以上減少したとき

【介護サービス利用者負担の減免】

災害や失業などにより介護サービス費用の負担が困難な人は、申請により利用者負担金の減免を受けることができます。

【居住費(滞在費)・食費の軽減】

低所得などの理由により、施設入所・ショートステイに係る居住費(滞在費)・食費の負担を軽減できる場合があります。

■問い合わせ 高齢介護課 ☎38-2046

新型コロナウイルス感染症
生活困窮者自立支援金

総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了した等の世帯は、支援金を受けられます。

- 対象世帯 次のいずれかに当てはまる世帯
- ▶総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付を終了または最終借入月が8月の世帯
- ▶総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付が不承認となった世帯
- ▶総合支援資金(新型コロナウイルス特例貸付)の再貸付の相談をし、申し込みに至らなかった世帯

※支援金を受けるには、別途収入・資産・求職活動等の要件があります(詳細は市ホームページをご覧ください)

■支給月額 単身世帯6万円/2人世帯8万円/3人以上の世帯10万円

■支給期間 3カ月

■申し込み 7月1日～8月31日に必要書類(市ホームページでダウンロード可)を郵送または事前連絡のうえ下記窓口へ

■問い合わせ 地域福祉課 ☎38-2040(〒659-8501 住所不要)